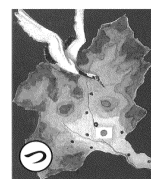




県 紋 章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 7 月 3 0 日 (火) 第 9 7 1 9 号

目 次

	ページ
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更 (森林保全課)	2
○同	2
○道路の供用開始 (道路管理課)	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧 (都市計画課)	3
○同	3
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞 (住宅政策課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民生活課)	4
○令和 2 年度群馬県立農林大学校入校試験の実施 (農業構造政策課)	4
落 札	
○落札者等の決定 (小児医療センター)	6

■ 告 示

◎群馬県告示第90号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 邑楽郡千代田町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び千代田町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第91号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 邑楽郡大泉町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び大泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	高崎伊勢崎線	高崎市上中居町字平塚58番の1地先から同市岩押町125番地先まで	令和元年8月1日 午前8時

◎群馬県告示第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、渋川都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画道路 3・4・4号 渋川高崎線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 渋川市渋川地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県渋川土木事務所及び渋川市建設部都市計画課

◎群馬県告示第94号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、富岡都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画道路 3・4・3号 小沢別保線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 富岡市富岡及び別保地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県富岡土木事務所及び富岡市建設水道部都市計画課

◎群馬県告示第95号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和元年8月29日(木) 午前10時
 - (2) 場所 群馬県庁222会議室
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者の業務の停止に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者の業務の停止
- 4 根拠規定 法第65条第2項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 丸銀地所
 - (2) 代表者氏名 山崎寶三
 - (3) 事務所所在地 高崎市緑町三丁目10番地10 エスカイヤ大八木401号
 - (4) 免許証番号 群馬県知事(7)第3630号
 - (5) 免許年月日 平成24年4月6日
 - (6) 有効期間 平成24年4月7日から平成29年4月6日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課次長 須藤雅幸

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年7月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ストックデザイン's
- 3 代表者の氏名 根岸智和
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市上小出町一丁目17番地6
- 5 定款に記載された目的 この法人は、経済的投資、人的投資によって築かれたあらゆる資産(ストック)を所有する団体、及び個人に対して、これら資産(ストック)に新たな価値を創造・付加する(デザイン)ことで、資産の価値を増加させ、資産を後世に存続させることを目的とする。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年群馬県規則第14号)第9条第5項の規定により、令和2年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

令和元年7月30日

群馬県知事 山本 一 太

1 農林部学生募集（農業経営学科社会人コースを除く。）

- (1) 募集人員 95人（農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース15人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人）。

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80%程度、一般入校試験によるものを20%程度とする。

- (2) 修業年限 2年（1年生は全寮制、2年生は原則として通学制）

(3) 入校資格

ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和2年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦するものとし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦するものとする。

イ 一般入校試験（前期・後期）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する入学資格（以下「大学入学資格」という。）を有する者又は令和2年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

(4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験（前期・後期）

(ア) 学科試験 国語及び数学Ⅰ（国語は、「国語総合（古典（古文・漢文）を除く。）」を出題範囲とする。）

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

- (1) 募集人員 5人（野菜専攻3人、花き・果樹専攻2人）

- (2) 修業年限 1年（通学制）

- (3) 入校資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

(4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

- (1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校（〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005）へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験（農業経営学科社会人コースを除く。） 令和元年10月1日（火）から同月11日（金）まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験（前期） 令和元年11月14日（木）から同月27日（水）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 一般入校試験（後期） 令和2年1月6日（月）から同月28日（火）まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験（前期）で募集人員に達したコースについては、一般入校試験（後期）を実施しない。各コースの一般入校試験（後期）の実施の有無については、令和元年12月19日（木）以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和元年10月26日（土）

イ 一般入校試験（前期） 令和元年12月7日（土）

ウ 一般入校試験（後期） 令和2年2月7日（金）

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和元年11月13日（水）

イ 一般入校試験（前期） 令和元年12月19日（木）

ウ 一般入校試験（後期） 令和2年2月20日（木）

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ（<http://www.gunma-iaf.ac.jp/>）にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円（群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。）

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係（高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244）、各農業事務所（普及指導課、地区農業指導センター及び家畜保健衛生課）並びに各森林環境事務所及び各森林事務所

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年7月30日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 磁気共鳴画像診断装置（MRI装置）一式（メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立小児医療センター事務局経営課 群馬県渋川市北橋町下箱田779番地
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月12日

- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社六濤群馬営業所 群馬県前橋市若宮町3-6-21
- 5 落札金額 242,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年5月31日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
